

「地域計画」の策定に向けて

長野市農林部農業政策課

「地域計画」とは（国の考え）

喫緊の課題

人口減少・高齢化の進行

⇒

農業者減少・荒廃農地の拡大

⇒

不適切な農地利用の懸念

現在

人・農地プラン

地域農業の将来の在り方

具体的には、
大まかな地域の農地の将来の
営農者についての検討が
主体

課題解消策として



法定化

市の計画とする

R7年
度～

地域計画

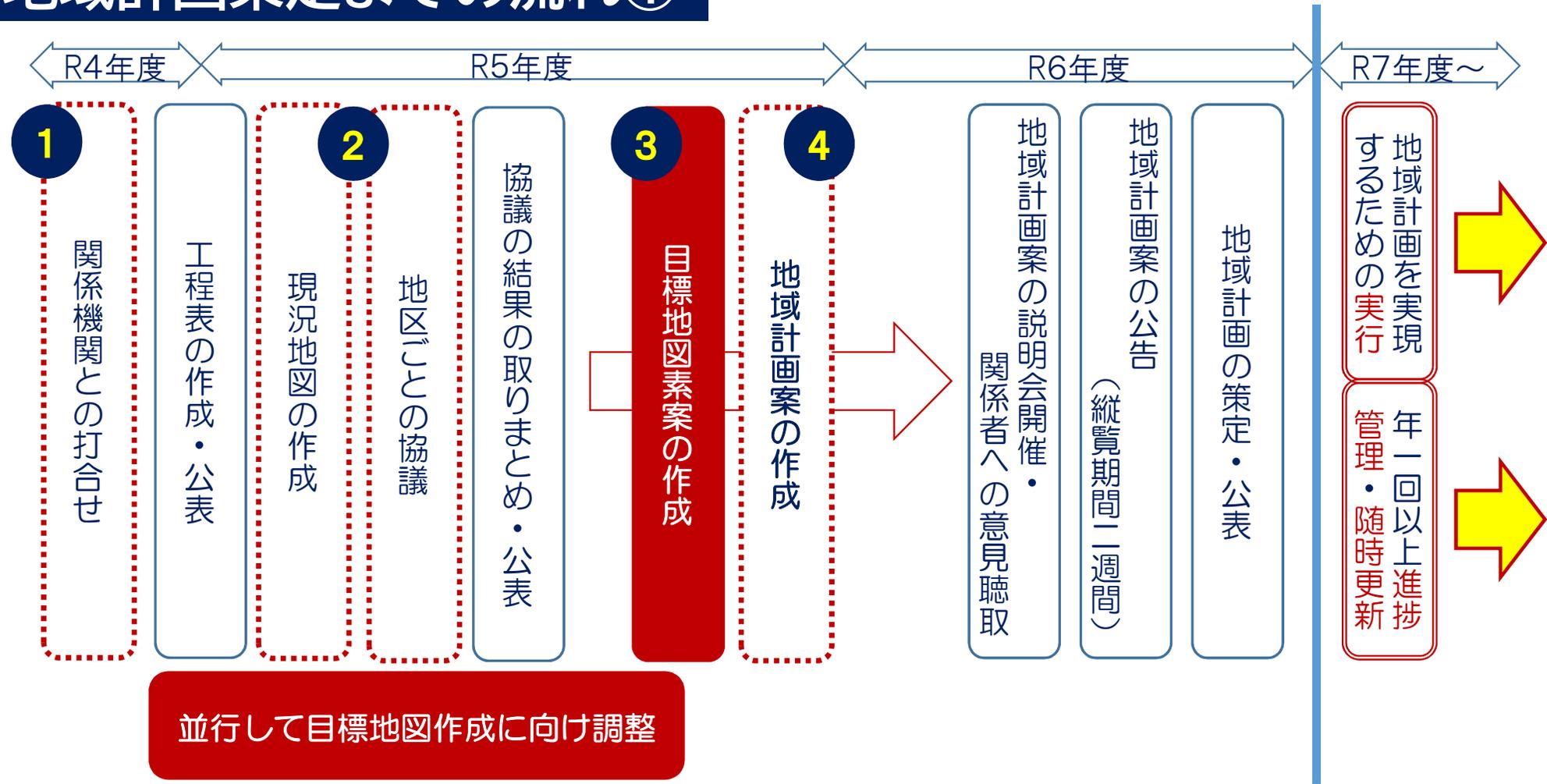
地域農業の将来の在り方

+

目標地図

具体的には、
「主として栽培する作物」を
絞るなど、生産地としての
将来像を作り、一筆ごとの10
年後の姿を目標地図化する

地域計画策定までの流れ①



地域計画策定までの流れ②

①関係機関との打合せ

- 策定を始めるにあたり、地域農業にかかわる農業委員・JA・農業公社・市により、作業工程の調整や役割分担等の確認を行います

②現況地図作成、地区ごとの協議

- 年齢経験を問わず、地区内全農業者で地区農業の将来像を話し合います
- 例えば、地域特性に応じ適した主たる栽培品種を絞り産地化を目指すとか、営農不能になった時の農地の権利移動をどうするか等、将来に渡り農業存続するための方針を具体的に決めます

③目標地図素案の作成

- ②の協議結果に基づき農業委員が一筆ごとに10年後の営農予定者を地図に落とし込みます
- 一筆毎に整理する情報は、権利移動が必要となる場合の基礎情報になります
- この目標地図により、将来の権利移動が確定するものではありません

④地域計画案の作成

- ②の協議結果及び農業委員会から提出された③に基づき、市が地域計画案を作成します

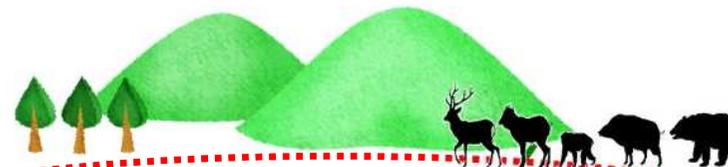
協議の場で話し合う内容例

地域計画に定める事項

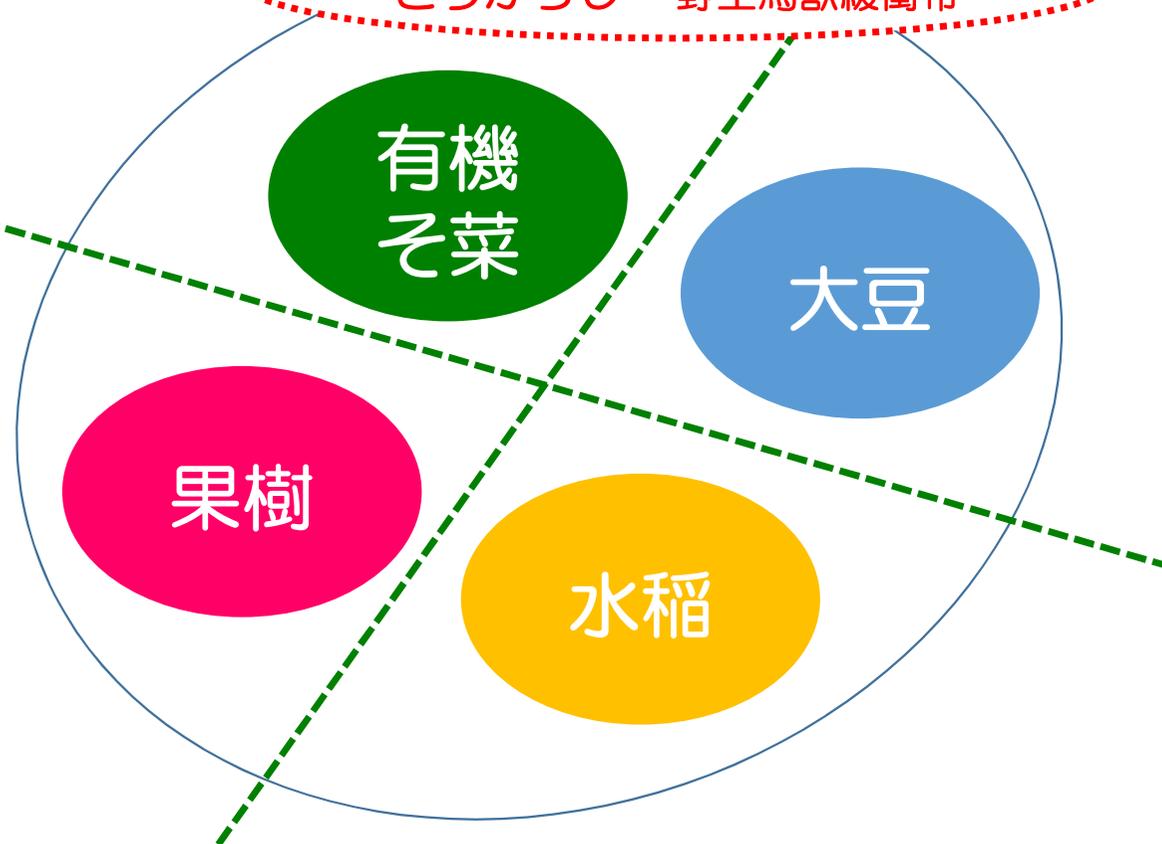
- ① 主として生産する作物
- ② 農用地等の利用の方針
- ③ 担い手に対する農用地の集積に関する目標
- ④ 農用地の集約化に関する目標
- ⑤ ③・④の目標達成のために取るべき措置



- 人・農地プランでまとめた内容の確認・検証・更新
- 将来的に生産していきたい作物
- 営農できなくなった時の大まかなルール決め
- みんなで決めたルールに基づき、将来に渡り営農していくことを確認

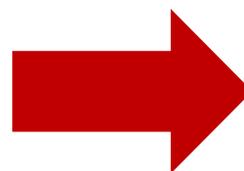
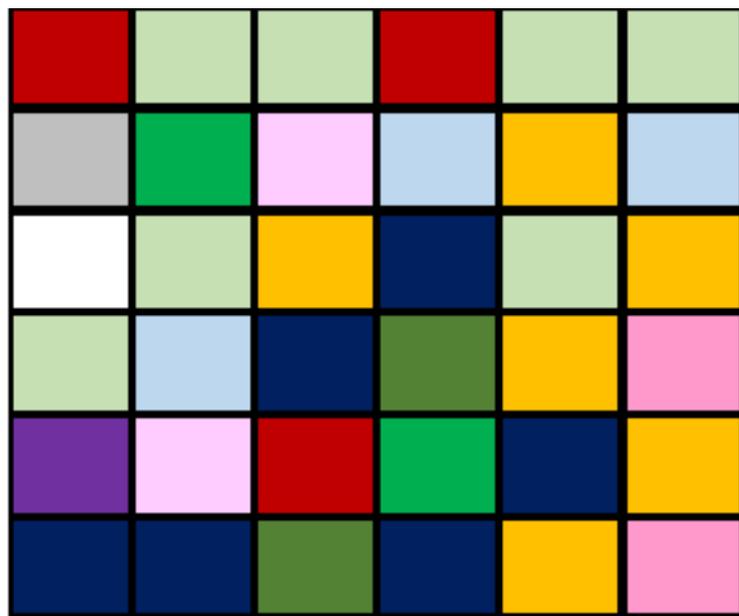


とうがらし＝野生鳥獣緩衝帯

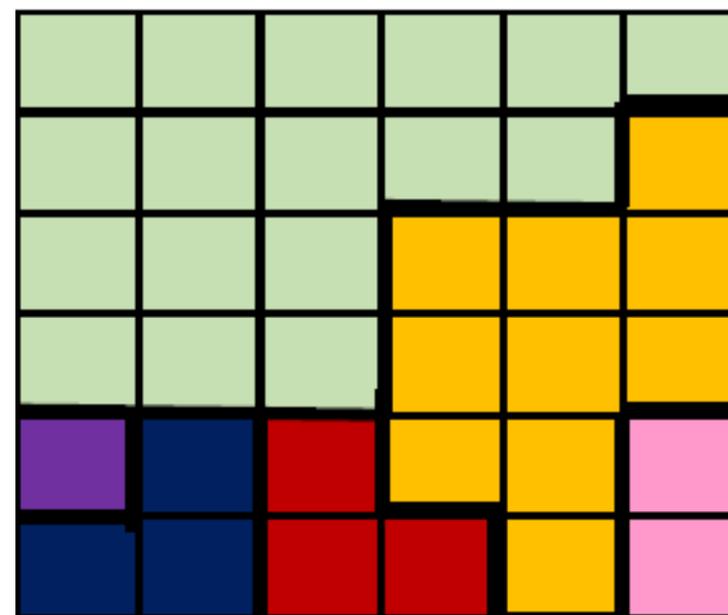


目標地図素案の作成

農業委員は、現況地図を基に一筆調査を行い、出し手の意向を確認し、地図に落とし込みます。



地区ごとの協議結果に基づき、一筆ごとに10年後の営農予定者を地図に落とし込み、「目標地図素案」を作成します。



農業委員と市の役割・取組

農業委員

【地域計画の策定関係】

- 遊休農地・所有者不明農地の把握
- 目標地図の素案作成

【地区協議の場の運営】

- 地区の意向調査のとりまとめ
- 協議の場での助言・積極的指導
- 協議の場・説明会・研修会等の参加

市

【地域計画の策定関係】

- 工程表の作成・公表
- 地域計画案のとりまとめ・公告
- 地域計画の策定と公告

【地区協議の場の運営】

- 協議の場の開催・進行
- 説明会・研修会等の開催

まとめ

- 地域計画は『「人・農地プラン」の実質化』の延長線にあるもの
- 違いは一筆ごとに将来の担い手を明らかにするなど、精度を高める内容になっている
- 地区の農業を今後どのように持続していくかについて、地区の農業者みんなで話し合って将来像を決め、その実現に向け行動していく
- 計画策定後も年1回はみんなで進捗について話し合い、必要に応じ内容を見直して更新する

農業政策課の考え

- 令和2年度の『「人・農地プラン」の実質化』において組織された地域の話し合いの場を活用していきます
- 目標地図素案の作成に当たっては、農業委員会事務局とともに、農業政策課もサポートに努めます
- 3月の改選により委員を交代される場合には、本件についても後任の農業委員さんへ引継ぎをお願いします